

第7期の分配金は1,800円

今期(第7期)は、期初は先行き不透明感から株式市場は軟調に推移しましたが、その後各国政府の積極的な財政・金融政策の後押しを受けて、世界経済に対する過度の悲観論が後退し、株式市場は顕著に回復しました。また、金価格もドル安の流れが進んだ年後半にかけて、史上最高値を更新するなど堅調に推移しました。

今期末(第7期1月27日)は、基準価額水準・市況動向等を勘案し、1万口当たりの分配金を1,800円と致しました。また、当ファンド設定来の累積収益分配金は合計で11,800円となりました。詳しくは、右図の分配金実績及び注記をご参照下さい。

今後の見通し

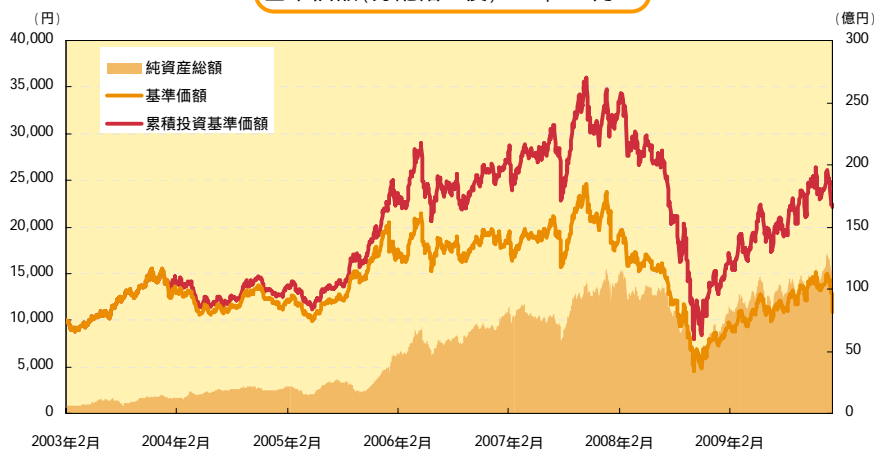
金融市場に依然不透明な要因が残るなか、投資家の間では引き続き信用リスクのない「安全な資産」として金を評価する向きがあります。また、投資家の間では、多くの国において量的緩和策が実施されていることから、今後のインフレやドル安に振れることに備えて金をヘッジ目的に購入する例が見受けられます。そして金のETF(上場投資信託)を通じて、金の投資需要が高まりを見せています。一方で、供給面では増加の兆しは顕著には見られないため、金の需給の逼迫が続くことが想定され、我々は長期的な観点から金市場に対する明るい見通しを維持しています。

今後も投資信託財産の長期的な成長に努めて参りますので、お客様におかれましては、引き続きご愛顧頂きますようお願い申し上げます。

設定来の基準価額の推移

2003/2/25 ~ 2010/1/27

2010年1月27日現在
 累積投資基準価額: 22,127円
 基準価額(分配落ち後): 10,875円



出所: ブラックロック・ジャパン

累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

上記は過去の実績であり運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配を行わない場合があります。

お申込みの際は必ず投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、当ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。当ファンドの受益権を取得される場合には、投資信託説明書(交付目論見書)を取得申込み前または申込みと同時に渡したいしますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。本資料は、当社が信頼できると判断した資料・データ等により作成いたしました。その正確性および完全性について保証するものではありません。また使用されるデータ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。本資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。本資料は、当ファンドの特色や投資対象、リスク要因および留意点についてご理解を深めていただく目的でブラックロック・ジャパン株式会社が作成した商品の販売用資料です。

ファンドの投資方針

南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象として、積極的な運用を行います。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。

分配金実績 (1万口当たり、税引前)

分配金累計額	11,800円	
第1期	2004年1月27日	1,000円
第2期	2005年1月27日	500円
第3期	2006年1月27日	3,500円
第4期	2007年1月29日	1,500円
第5期	2008年1月28日	3,500円
第6期	2009年1月27日	0円
第7期	2010年1月27日	1,800円

分配金の金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。上記は過去の実績であり運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配を行わない場合があります。

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主な投資リスクは以下の通りです。

基準価額の主な変動要因

金鉱株式およびその他鉱業株式への投資のリスク

当ファンドは、主として金鉱業およびその他鉱業の株式に投資します。したがって、金やその他鉱業の市場動向または組入株式の発行会社の財務状況が運用成果に影響を与えることがあります。金鉱企業の株式においては、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があり、金価格の値動きが株価に大きく影響することがあります。

特定業種への投資のリスク

当ファンドは、金鉱企業という特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる可能性があります。

為替変動のリスク

当ファンドの基準価額は円建てですが、投資対象のほとんどが円以外の様々な外貨建て資産です。外貨建て資産については原則として為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの動きに応じて基準価額は上昇または下落します。

中小型株式投資のリスク

当ファンドは、市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。

カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資し、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドは、証券先物・オプションおよび指数先物・オプション等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。

ファンド運営上のリスク

取得申込および解約申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付および解約申込の受付についても取り消す場合があります。

信託の途中終了

当ファンドは一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。

法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク」をご覧ください。

お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面などの内容もご確認ください。

お申込みメモ

設 定 日	2003年2月25日
信 託 期 間	無期限
申 込 単 位	<一般コース> 1万口以上1万口単位 <累積投資コース> 1万円以上1円単位 取扱いを行うコースおよび申込単位は販売会社により異なります。また、申込単位は別に定める場合この限りではありません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
申 込 価 額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額
決 算 お よ び 分 配	毎決算日(1月27日。休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 <一般コース> 収益分配金は、決算日から起算して5営業日以内にお支払いを開始します。 <累積投資コース> 収益分配金は、税引後全額自動的に再投資されます。
解 約 単 位	<一般コース> 1万口以上1万口単位 <累積投資コース> 1口以上1口単位 取扱いを行うコースおよび解約単位は販売会社により異なります。また、解約単位は別に定める場合この限りではありません。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
解 約 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
支 払 開 始 日	解約代金の支払いは原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からとなります。
課 税 関 係	原則として、収益分配時には普通分配金に対して課税され、解約時および償還時には譲渡益に対して課税されます。(個人の場合) 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)が全て休場の日には、販売会社の営業日であってもお申込み・ご解約は受け付けません。

お申込みの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

手数料及び費用等について

直接ご負担いただく手数料

申 込 手 数 料	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社へお問い合わせください。
解 約 手 数 料	当ファンドには解約手数料はありません。
信 託 財 産 留 保 額	当ファンドには信託財産留保額はありせん。

ファンドを通して間接的にご負担いただく費用

信 託 報 酬	ファンドの純資産総額に年2.10%(税抜2.00%)の率を乗じて得た額。
諸 費 用	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.105%(税抜0.10%)を上限としてファンドから支払うことができます。
そ の 他 の 費 用	信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等についてはファンドから支払われます。(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)

当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。申込手数料、信託報酬、諸費用およびその他の費用には消費税および地方消費税に相当する金額(消費税等相当額)が含まれています。

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧ください。

委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第375号
 (社)投資信託協会会員/(社)日本証券投資顧問業協会会員

投資信託説明書(交付目論見書)のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求下さい。

以下の表は基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものです、その正確性、完全性を保証するものではありません。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券 協会	(社)日本証券 投資顧問 業協会	(社)金融先 物取引業 協会
イーバンク銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第609号		
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号		
SMBCFレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号		
オリックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第55号		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号		
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第62号		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号		
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号		
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号		
シティバンク銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第623号		
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号		
スタンダードチャータード銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第604号		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号		
中央三井信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第21号		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号		
日興コーディアル証券株式会社 (SMA取引、投信スーパーセンター)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号		
ばんせい山丸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号		
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・ リミテッド	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号		
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・ リミテッド プライベートバンキング本部	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号		
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号		
三菱UFJ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第179号		
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号		
三菱UFJメリアルリンチPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号		
UBS証券会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第232号		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号		
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号		